

授業案③① 少年審判

1 対象

中学生

2 授業の概要

少年事件の法的手続きの概略を説明したうえで、具体的な事案を検討する。まずは事案に対して出された審判を読み、その審判から事件を振り返り、事件の客観的な事実に加えて、事件の背景事情から少年が犯行に及んだ経緯を検討する。そこから、少年が更生するにはどうすればよいか、すなわちどのような働きかけが必要かを考える。

3 授業の流れ

段階 時間	○教師の主な発問・指示 ◎学習内容	⇒生徒の反応 指導のポイント
導入 (5分)	○自己紹介や、仕事の内容を紹介しつつ、刑事事件や少年事件について触れる。	生徒に「弁護士の仕事ってどんなものがある？」と聞くと、刑事事件に関する回答が多いため、積極的に利用する。
手続き 説明 (5分)	○逮捕・交流の流れや、少年事件と成人事件で手続きの異なる点を説明。資料3を配布して、必要な条文について説明する。 ◎少年事件の理念などを説明	淡々と説明すると飽きてしまうので、異なる部分を絞って端的に説明する。
設題 検討 (10分)	○資料1を配布し、第1から第5の言い分を確認し、事件の内容を把握してもらう。 ○この時間内で、配布した資料1の読み込みを行う。	本人の言い分を言い訳ととらえて軽視する傾向があるので、処分を決めるうえでどのような意味を持つのかを考えられるように注意する。また、被害者の言い分だけに偏ることがないように注意する。
検討前 の説明 (5分)	○資料2を配布し、審判を考えるにあたって着目する事情などを説明する。	結論だけでなく、結論に至った理由もしっかり説明できるように注意を促す。生徒によってはとにかく重い処分を行うと考えてしまうときもあるため、結論に至った理由づけに着目するように誘導する。
審判の 検討 (15分)	○資料4を配布し、シートの記入をしてもらう。まず各自で記入してもらい、その後、グループワークとしてグループで検討してもらう。	
発表・ まとめ (10分)	○各自またはグループごとに結論と、その理由づけを発表してもらう。その理由づけについて講評を行う。 ○最後に、実際に取り扱った少年事件の内容などを説明。また近年法改正のあった特定少年などについても触れる。	正解はどちらなどと気にする生徒もいるので、正解よりもその理由づけについて考えてほしい授業であることを説明する。

資料1 シナリオ

ある少年事件

第1 少年の言い分

僕は、中学3年生で、成績はクラスの中くらいです。今年の9月頃に、体調が悪いからと嘘を言って、学校を早退して、ゲームセンターでぶらぶらしていたら、先輩に「よう、久しぶり」と声をかけられました。先輩は、僕より2年上で、中学を卒業後、高校へ進学したけれども、学校へはあまり行っていないと聞いていました。そのときから、一緒に遊ぶようになりました。最初は、ゲームを一緒にしたりしているだけでしたが、そのうち、先輩にタバコを勧められて吸うようになり、隠れて缶ビールを飲んだり、バイクに乗せてもらうようになりました。先輩は、優しいところと短気なところがあり、怒り出すと殴ったり、蹴ったりするので有名でした。僕は、一度もやられたことはありませんでした。

12月9日の学校帰りに、校門の近くで、先輩に呼び止められました。先輩は、「金貸してくれないか。俺、金がいるから。暴走族の先輩から、金を貸してくれと言われているから。悪いけど、お前、明日までに、1万円用意してくれよ。」と言ってきました。僕は、1万円も持っていませんでしたので、先輩に、「悪いつすけど、金ないんですよ。」と言ったのですが、「お前、俺がどれだけ困ってるのか、わかってんのかよ。先輩族だぞ。頭やってんだぞ。金払わねえとどうされるかわかんねえんだぞ。袋にされちまうんだからな。おれが、お前とどれだけ遊んでやったと思ってんだ。金ねえなんていうんじゃねえ。マジ、切れるぞ。お前、ぶっ飛ばすぞ。タバコすったり、ビールを飲んだこと、学校にばらしてもいいのかよ。」と怒鳴りつけられました。怒鳴りつけられて、正直、ビビりました。それで、貯金箱の金とお母さんに嘘を言えば、1万円ならなんとかかなると思い、「明後日までに準備しますから。それで勘弁して下さい。」と言って別れました。家に帰ってから、貯金箱をあけてみたら、2380円しかありませんでした。お母さんに、お小遣い8000円欲しいと言ったら、多すぎるからと言われて、2000円しかもらえませんでした。あと、6000円足りません。正直に先輩のことを話そうかと思ったのですが、タバコやビールを飲んだことや学校をさぼったことまでばれると叱られると思い、友達に借りることにしました。

次の日に、友達に貸してくれるよう頼んだのですが、全部集めても、3000円しか集まりませんでした。どうしようかと思って、コンビニでぶらぶらして、時間をつぶしましたが、いい考えが浮かびませんでした。明日になると、先輩が金を取りにきます。残り3000円です。ぶつとばされるかもしれない、どうしようとそればかりが、頭をぐるぐるかけめぐっていました。コ

コンビニで漫画を読んでいて、ふと、レジカウンターの方を見ると、70歳くらいのおばあさんが、財布から、1万円を出して、何かを買っているのが見えました。おばあさんは、おつりをもらうと、財布にしまい、手提げかばんのなかに入れました。そして、おばあさんは、店を出ていきました。店の時計を見ると、午後7時を回っていましたので、家に帰ることにしました。店を出て、しばらく歩いていると、100メートルくらい前を、さっきのおばあさんが歩いて行くのが見えました。おばあさんの歩く速度が遅いので、だんだんと近くなりました。10メートルくらいになりました。おばあさんを見ていると、手提げかばんを持っているのが見えました。さっき、店でおつりをもらったのを思い出しました。お金を取れるかもしれないという考えが浮かびました。そう思うと、ドキドキしました。とっちやいけないという気もしました。でも、今ならとれるかもしれないと思いました。急いで、周りを見回すと、誰も人がいませんでした。後ろから走って行って、バッグを引っ張ってとろう、それなら、走って逃げれば大丈夫だと思いました。先輩から怒鳴られたことが浮かびました。今やらないと駄目だと思いました。足がガタガタと震えたのですが、思いきりおばあさんのほうへ走り出しました。おばあさんの横を走り抜ける時に、手提げバッグの方へ右手をのばしました。右手でバッグのひものところをつかみ、思いきり引っ張りました。そのまま走って行こうとしたのですが、バッグがぐんと後ろから引っ張られるようになりました。おばあさんがバッグをとられないようにつかんだのです。僕が強く引っ張ると、おばあさんは転んでしまいました。薄明かりのなかで、おばあさんがびっくりしたように大きく目を開けて、バッグにしがみついていたのを覚えています。僕は、なんとかバッグを奪わないといけないと思い、そのまま、倒れたおばあさんをバッグごと50センチくらい引きずりました。なかなか離さないの、つい「離せ。ぶっ殺すぞ。」と怒鳴りつけました。やっとなおあさんがバッグを放したので、そのまま10メートル走ると、バッグの中から、財布だけをとって、バッグをおばあさんの方へ投げて逃げました。財布には、8900円入っていました。お金だけ抜き取ると、財布も、すぐに捨てました。とったお金は、先輩に渡したのと、友達に返したのと、ゲームセンターで使ったので、残っていません。

2 被害者のおばあさんの言い分

私は、一人暮らしの老婆です。年は70歳になります。私が、コンビニで夕食のおかずにおでんを買って家に帰る途中に、後ろから知らない男に、いきなり買い物バッグを奪われました。男は、人がいないところを見計らって、私の後ろから、いきなりバッグをつかんで持っていきとしました。私は、とられないようにと抵抗をしたのですが、倒れてしまいました。男は、私がバッグを離さないで、「離せ。このばばあ。ぶっ殺すぞ」と怒鳴りつけてきました。私は、怖くなって、そのまま引きずられて、ひざと足を擦りむいてしまいました。男が、強い力で、バッグを引っ張るものですから、抵抗できなくなり、手が離れてしまいました。男は、走って逃げて行きました。バッグは逃げる途中、投げ捨てて行きました。私は恐怖のあまり、動けなくなり、倒れたままじっとしておりました。2分ほどして、サラリーマンの人が「大丈夫ですか。」と声をかけてくれて、「襲われました。」とやっとの思いで訴えて、救急車を呼んでももらいました。足とひざの怪我は、擦り傷と倒されたときの打ち身で、全治2週間との診断がでました。それから、家に戻りましたが、襲われたときのことを思い出すと、息ができないほど胸が苦しくなります。夜、暗闇が恐ろしく、寝るときでも、電気を消すことができなくなりました。暗闇があると、そこから、男が飛び出してきて、襲われるのではないかという不安を感じます。また、夕方に外出することも怖くてできません。私は、これまで人様に悪いことをしたこともありませんし、襲ってきた男に恨みを買うようなことをしたことはありません。それにもかかわらず、このような被害にあい、これから毎日をどうして生きて行ったらいいのか不安でたまりません。犯人には、厳しい処分をお願いします。

3 近所の大人の意見1

この事件のおかげで、老人や女の人が夕方、通りを歩かなくなった。のおかげで、通りの店の夜の売り上げが減ってしまいました。ところで、中学3年生なら、もう大人でしょう。自分で、何が悪いかを十分に判断できるはずです。それにもかかわらず、このような犯罪を犯したのだから、大人と同じように処罰すればいいと思います。少年だからといって寛大に扱う今の法律は、かえってずるい少年を犯罪に走らせているのではないかと思います。少年を犯罪にさせないためにも、犯罪を犯したら、厳しい処分をくださるべきです。厳しい処分が下されるなら、犯罪には踏み切らないはずではないでしょうか。甘い処分をすれば、悪い少年がのさばり、犯罪が増えてしまうでしょう。

4 近所の大人の意見2

大人と少年は、やはり違うのではないのでしょうか。少年でも何が悪いことなのかは、ある程度知っていると思います。しかし、だからといって、大人とまったく同じように考えて行動しているかは疑問です。また、大人との違いでは衝動にかられた時に、それを抑えることができるかどうかという点でも違いがあるのと思います。少年は成長過程にあります。悪いことをしても、立ち直す可能性はかなり高いと思います。その点も大人とは異なります。もし、厳罰をくだせば、少年は立ち直すことができなくなります。そして、今後、犯罪者への坂道を転がり落ちるのではないのでしょうか。犯罪を犯した少年には、厳しい罰を与えればよいと考えるよりも、立ち直りを助けるように教育的な措置を講じるべきです。

5 少年の親の意見

こんなことになってしまって反省しています。警察署で面会したときに、ショックで何も話せませんでした。あの子は、ただボロボロと泣きながら、「ごめんなさい。」と言ってうなだれておりました。子どもの頃から、あの子は他人に迷惑をかけたりすることはありませんでした。きちんと注意できなかった私ども親の責任だと思います。今後は、二度とこのようなことが起こらないように、注意していきたいと思っています。

資料2 審判のためのシート

君たちには、今後、この少年に対してどのように処遇すべきかを決定してもらいます。その際に、法律に従わなければなりません。

あなたが、裁判官であつたら、この少年に対して、どのような審判の結果の言い渡しをしますか。

また、言い渡しの際に、少年に向かって、どのような話をしたらよいでしょうか。

処分を決めるために、以下の点に注意をしてください。

- 1 処遇を決定する際に、犯した犯罪についてどのような責任、償いをすべきかを考えてください。犯した罪の重さに比例して刑罰や償いは大きくなります。あなたが、かわいそうだからといって、軽い処分をした場合には、彼は法を軽視することになるかもしれません。逆に重すぎると、重い処分をされた人は自分を不運だと思い、法や社会や判断を下した人に対して恨みに思い、反省をしないことがあります。
- 2 また、彼が、将来、同じような間違いを起こさないようにするために、どのようにすべきだろうかという点も忘れてはなりません。厳しく罰するだけではなく、なぜいけないのか、そのようなことを繰り返さないためにはどうすればよいのかを教育することも重要なことです。
- 3 さらに、被害者は、この結論に満足するだろうかという点も大切です。被害者は、自分がやられ損にではないかと考えます。法によって、加害者に対して適正な処分が下されたという安心感がが必要です。
- 4 少年と同じような状況におかれた他の少年は、この処分を聞いたとしたら、犯罪を思いとどまるでしょうか。
- 5 また、世間の人々が、君たちが出した結論になるほどと納得してくれるかということも大切です。たとえば、同じような罪を犯した人に対して同じような処分をすることは公平ですが、合理的な理由もなく、異なった処分をすると不公平であると思うでしょう。

資料3 参考資料

刑法

第236条 (強盗)

暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は強盗の罪とし、5年以上の有期懲役に処す。

第238条 (事後強盗)

窃盗が、財物を得てこれを取り返されることを防ぎ、逮捕を免れ、又は、罪証を隠滅するために、暴行又は脅迫をしたときは、強盗として論ずる。

第240条 (強盗傷害、強盗致死)

強盗が、人を負傷させたときは無期又は6年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処す。

第41条 (責任能力)

14歳に満たない者の行為は罰しない。

少年法

第3条 次に掲げる少年は、これを家庭裁判所の審判に付する。

1, 罪を犯した少年

第20条

家庭裁判所は、死刑、懲役又は禁固に当たる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもって、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない。

第23条

2, 家庭裁判所は、審判の結果、保護処分に付することができず、又は保護処分に付する必要がないと認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

第24条

家庭裁判所は、前条の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもって、次に掲げる保護処分をしなければならない。

1, 保護観察所の保護処分に付すること

3, 少年院に送致すること。

保護観察

少年院での教育を受けなくても、専門家の指導を受ければ立ち直ると判断された場合には、保護観察になります。この場合には、決められた約束事を守りながら家庭で生活し、保護観察官や保護司という人から生活の仕方や友達との関係などについて指導を受けることになります。

少年院とは

少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、社会不適応の原因を除去し、健全な育成を図ることを目的として矯正教育を行う法務省所管の施設です。

少年院の種類と処遇の区分

少年院は、少年の年齢や心身の状況により、第一種（旧法における初等、中等）、第二種（旧法の特別）、第三種（旧法における医療）、第四種（少年院において刑の執行を受ける者を収容するもの）及び第五種（一度保護観察の処分を受けた特定少年が遵守事項を守らず、社会内での改善が難しいと判断された者を収容する）の五つの種類に分けて設置されており、第一種から第三種などの種類の少年院に送致するかは、家庭裁判所において決定されます。

なお、第三種少年院を除き、男女は別の施設を設けています。

少年院には、非行の進み具合に応じて、一般短期処遇、特修短期処遇及び長期処遇の区分があり、さらに一般短期処遇と長期処遇には、少年の問題性、教育の必要性等に応じた処遇課程を設けています。

一般短期処遇

対 象 者 早期改善の可能性が大きい少年

処遇課程 教科教育課程 職業指導課程 進路指導課程

特修短期処遇

対 象 者 早期改善の可能性が大きく、開放処遇に適する少年

長期処遇

対 象 者 短期処遇になじまない少年

処遇課程 生活訓練課程 職業能力開発課程 教科教育課程 特殊教育課程 医療措置課程

資料4 審判シート

審判シート		年__組__番	氏名__
	●	自分で考えたこと	グループで討論したこと
処分（結論） 「少年に対し、次のとおり言渡す。」	● 不処分 ● 保護観察 ● 少年院送致 ● 逆送		
当裁判所が処分を決めた 理由は次のとおりである。 ここで、1～5まで検討した点を書こう。	1 犯した罪の重さとのバランス 2 将来、同じことをしないように。 3 被害者は納得してくれるか。 4 他の少年は思いとどまるか。 5 世間・社会・一般の人は納得してくれるだろうか。		
今後少年が立ち直れるようにメッセージを考えよう。			